

第3期土庄町健康増進計画（食育推進計画・自殺対策計画包含）の策定についてのパブリック・コメント実施結果について

1 案件名

第3期土庄町健康増進計画（食育推進計画・自殺対策計画包含）の策定について

2 意見募集期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで

3 意見募集結果

8件（1人）

4 寄せられたご意見と町の考え方

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲で簡素化又は文言等の調整をしています。

No.	ご意見	町の考え方
1	P.19「3. 世代ごとの目標」における世代別の実践指針が、基本方針のどれに該当するのかが分からない。そのため、P.19の実践指針に番号を割り当てることで関連性を示した方が良いと考える。	P.18の基本方針については国の健康日本21（第3次）の基本的な方向性に準拠しており、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」という大きな目標に向け、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの3つの方針を掲げています。一方P.19はライフコースアプローチに着眼し、町独自の実践指針も含めて世代ごとに分かりやすく具体的に表現したものです。基本方針4の具体的記述とご理解ください。
2	P.19 実践指針に「困った時には相談しよう」「悩みは早めに相談しよう」と記載されているが、どこへ相談すればよいのか分からない。	友人・家族・先生等の他、県や郡内の教育行政機関や子ども電話相談・いじめ電話相談等を想定しています。P.41 基本施策5「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」として相談先の周知、直面する問題に対処する力やライフスキルを身につけることができるよう教育部局が中心となって実施しています。また、児童生徒以外の町民の方々の相談先の周知等につきましては、広報紙・ホームページ等に掲載しており、今後も引き続き対応してまいります。

3	<p>P.21 第6章 健康増進計画・食育推進計画の各分野ごとの《主な施策と対応するライフステージ》の表には、少年期・青年期・壮年期等の明記のみになっているため世代別のそれぞれに該当する実践指針を分かりやすく明記した方が良いと考える。</p>	<p>P.19の記載は健康日本21のライフコースアプローチを意識し、町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、主体的に取り組んでいただくことを願ったものです。その一方で、P.21以降は、町民の皆様が健康づくりを進める上で町の事業として実施していく取組となっております。今後も、P.46に掲げるように、町民の皆様を巻き込みながら、健康に関心の薄い人を含め、本人が無理なく健康な行動をとれるような環境づくりに努めてまいります。</p>
4	<p>成果指標の目標値について目標値90%という記載ではなく、90%以上を目指すのであれば、「〇〇%以上」や「〇〇%以下」と記載すべきと考える。</p>	<p>第2期土庄町健康増進計画の策定時には、一部「増加」「減少」などの目標値を設定していましたが、本計画の目標値はすべて数値化したところです。「以上・以下」とは記載しておりませんが、ご意見と同様の意味合いですので、ご理解ください。</p>
5	<p>P.36の数値目標について「令和8年までに、自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上減少させる。」とあるが、土庄町の平成27年の自殺者は1名、自殺死亡率は6.7%のため、「30%以上減少させる」ではなく、土庄町から自殺者を出さない強い意志と努力で0%を目指すのが正しいと考える。</p>	<p>P.36には国の数値目標を掲載していません。本町は、「誰も自殺に追い込まれることのないまち土庄町」の実現を目指していますが、数値目標という形では明記していません。ご意見を踏まえ、第1期計画と同様、数値目標「自殺者0を目指します」を追記します。</p>
6	<p>P.39 ゲートキーパーについて現状はどの部署に何名配置され、今後どのような増員計画に進むのか分からない。</p>	<p>ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことであり、特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになれることを広報・ホームページ・研修会等で周知・啓発に努めます。</p>

7	<p>P.46 計画全体的に、10年に及ぶ長期計画であるため、中間見直し年までのスケジュール表による管理が無いとPDCAサイクルをどのように回すのか疑問である。</p> <p>第2期計画の結果と評価の記載がないため、第3期計画についても中間対策及び評価がないまま進むのではないかと不安がある。</p>	<p>本計画の着実な推進を図るため、土庄町健康づくり推進協議会等において各年度における事業・施策の進捗状況の把握、点検・評価、課題の整理、事業・施策の見直し、更新を図ります。また、法律や制度の改正、社会情勢や町民の健康ニーズの変更等により、事業・施策の見直しが必要な場合においては、柔軟な見直しを図るものとします。</p> <p>第2期健康増進計画の結果と評価については、P.14「第4章 最終評価結果」に掲載しています。</p>
8	<p>第3期土庄町健康増進計画の資料内に「関係機関」と記載された箇所が16ヶ所あるが、計画作成側及び受け取り側の意識づけのためにも個々を具体的に記載する方が良いと考える。</p>	<p>本計画は、多岐にわたる分野や機関で構成されていること、また、ケースバイケースの対応が求められる事業・施策も多いため、すべての関係機関を個々に明記することは困難と考えます。ご了承ください。</p>